

令和5年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 募集概要案

	現行制度			令和5年度以降（案）
メニュー	スタート事業	ステップアップ事業	市民連携事業	スタート事業
対象団体	設立後まもない (2年以内) 団体	活動実績が概ね 2年以上	2 団体以上が事業の企画段階から連携して実施する事業	設立後まもない (3年以内) 団体
団体要件	構成員5人以上、うち5割以上が市民 市内に事務所又は活動拠点を置き市内で活動している 団体運営に関する会則等を定めている 1年以上の活動実績があり、団体の直近年度の決算書を提出することができる（スタート除く） 審査会に出席が可能であること。			決算書の提出以外は同左
対象事業	市内各地域が抱える課題を解決するために実施される事業を支援			同左 原則3年以上継続予定の事業
事業の範囲	亀岡市域のおおむね自治会単位以上の区域が対象			亀岡市域のおおむね自治会単位を越える区域が対象
交付限度額	20万円	20万円	40万円	20万円
交付率 (対象経費に対して)	10/10以内	3/4以内	3/4以内	活用1年目 10/10以内 活用2年目 3/4以内 活用3年目 3/4以内
支援 上限回数	1回	同一事業に対して3回		同一団体に対して3回 (R4以前から通算して)
対象経費	備品費含む		間接経費含む	活用1年目は備品費含む 間接経費含まず
他補助金との併用	不可	可ただし亀岡市の他補助金とは不可		1年目不可 2年目以降可 (市補助金との併用不可)
事業期間	年度ごと			同左
申請期間	4月8日（金）～5月20日（金）			同程度の時期・期間
申請方法	申請期間内に市民力推進課まで書類提出 (事前連絡要)			事前相談必須（予約制）
審査方法	まちづくり委員会で意見聴取 審査会に出席			同左

令和5年度からは立ち上げ期の団体が活動を軌道に乗せるまでの支援を目的にする。支援金の活用は3年までとすることで、活動実績を作り、その後ふるさと亀岡まちづくり応援交付金を活用することも可能とする。交付率を段階的に下げることで、他の財源の確保を促し、財政面での団体の自立を促す。